

第 75 回 ファインビット通信

中村 中

1、金融庁は地域金融機関に対して、「金融レポート」で警告を与え、その対策を「金融行政方針」で提案している。

平成 29 年 10 月には「金融レポート」で、前 1 年間の金融庁の活動の反省・総括が公表され、11 月には、「平成 29 事務年度金融行政方針」で今後の金融庁の具体的な施策が発表されました。

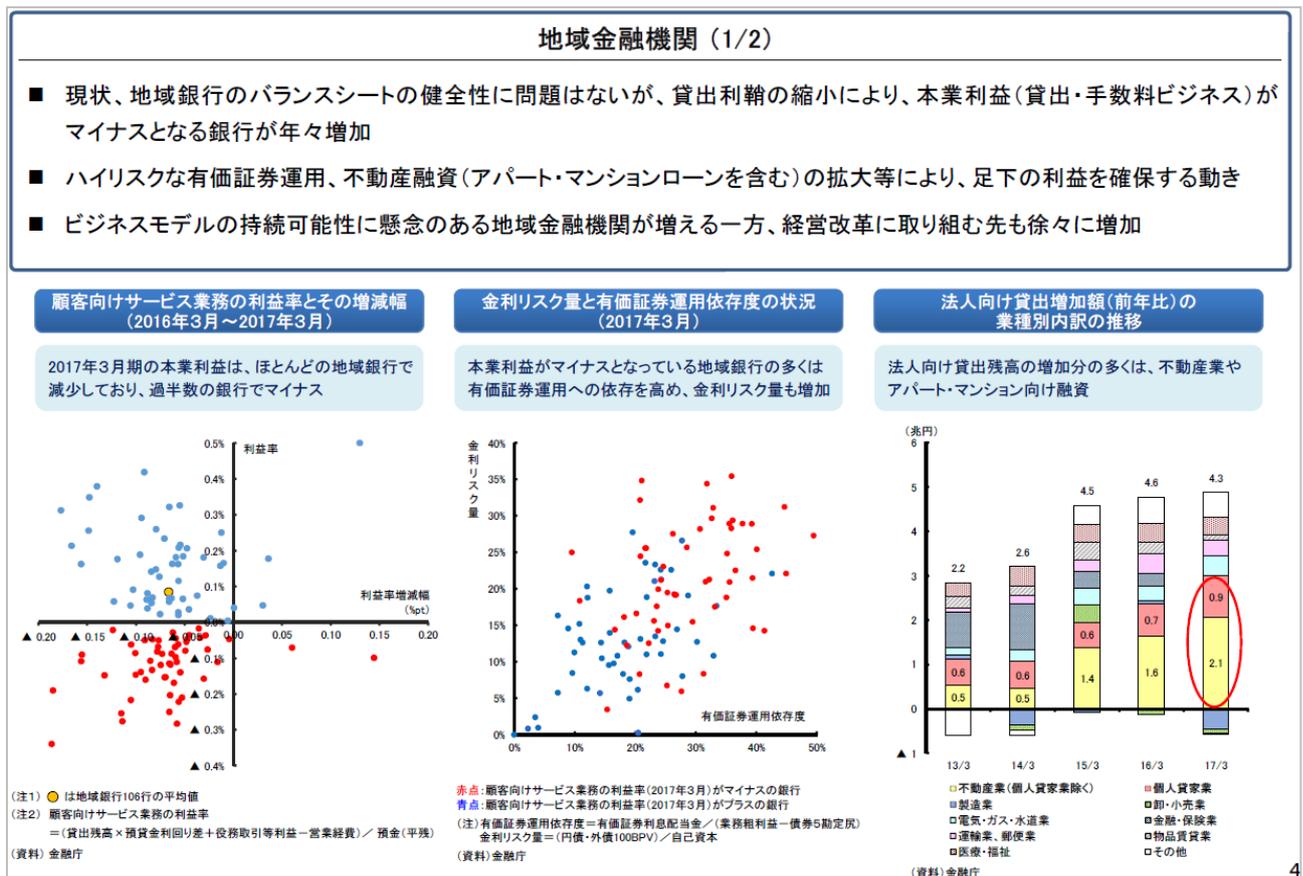
この内容を受けて、日経新聞は、10 月下旬から 11 月にかけて、毎日のように地域金融機関の苦しい実情を特集記事として掲載しました。

以下に、その「金融レポート」と「平成 29 事務年度金融行政方針」のポイントを紹介します。また、これらの施策の徹底を図るためには、金融機関として財務体質強化が必要になりますが、この法律措置を「金融機能強化法・国会提出法案・概要」として載せました。

1) 金融レポート



平成 28 事務年度 金融レポート 主なポイント



地域金融機関 (2/2)

- 企業アンケート調査(回答数8,901社)によれば、
 - 銀行は総じて、格付けが低い企業への取組みが不十分
 - ✓ 銀行による企業への訪問は、債務者区分が下位になるほど減少
 - ✓ 担保・保証がないと融資に応じてくれないとする企業は、全体の4割(要注意先以下で5割強、正常先上位でも2割強)
 - ✓ 過去1年以内に資金繰りに困った企業のうち特段支援を受けていない先は、全体の約3割(要注意先以下で約4割)
 - 貸出金利回りの低下幅が緩やかな銀行は、経営上の課題や悩みの把握、提供するサービスの効果の双方において、利回り低下幅の大きい銀行よりも顧客企業から比較的高い評価を得ている
 - 政府系金融機関との取引を選択した理由のトップは、借入れ条件の良さ

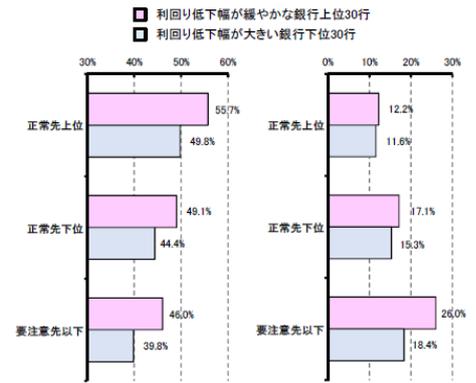
メインバンクによる取組みの評価

項目	全回答	正常先上位	正常先下位	要注意先以下
「メインバンクの訪問があまりない、全く訪問がない」割合	18%	9%	16%	29%
「メインバンクが担保・保証がないと融資に応じてくれない」割合	40%	23%	39%	54%
過去1年以内に資金繰りに困った企業のうち「メインバンクから特段支援を受けていない」割合	31%	18%	26%	37%

(資料)金融庁

貸出金利回りの低下幅が緩やかな銀行30行の特徴 (2013年3月～2017年3月)

<経営上の課題や悩みの把握> 「良く聞いてくれる」割合
<金融機関のサービスの効果> 「非常に役に立った」割合



(資料)金融庁

政府系金融機関との取引を選択した理由

理由	回答率	理由	回答率
1. 民間金融機関も支援してくれたが、政府系金融機関の方が借入れ条件が良かったから	59%	4. 民間金融機関に勧められたから	8%
2. 借入先の多様化を図りたいから	42%	5. 民間金融機関では支援してくれなかったから	7%
3. 政府系金融機関の方が民間金融機関よりも職員の専門性が高いと感じたから	9%	6. 政府系金融機関の方が民間金融機関よりも営業熱心だったから	7%

(資料)金融庁

2) 本年・前年の金融行政方針

平成29事務年度金融行政方針 (平成29年11月10日公表)

地域金融機関

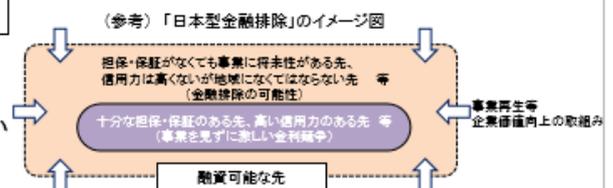
(1) 持続可能なビジネスモデルの構築

- ビジネスモデルの持続可能性等に深刻な課題を抱えている地域金融機関に対し検査を実施し、課題解決に向けた早急な対応を促す
- 金融仲介(企業の価値向上支援等)の発揮状況を表す客観的な指標群(KPI)を選定・公表し、金融機関の取組みの「見える化」を図る

平成28事務年度金融行政方針 (平成28年10月21日公表)

(1) 金融仲介機能発揮に向けた取組みの実態把握

- 融資に関し、金融機関と顧客の認識に相違が存在
 - 銀行: 融資可能な貸出先が少なく、銀行間の金利競争が激しい
 - 顧客: 銀行は担保・保証が無いと貸してくれない



- 十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないため、企業価値の向上等が実現できていない状況(「日本型金融排除」)が生じていないか、実態把握

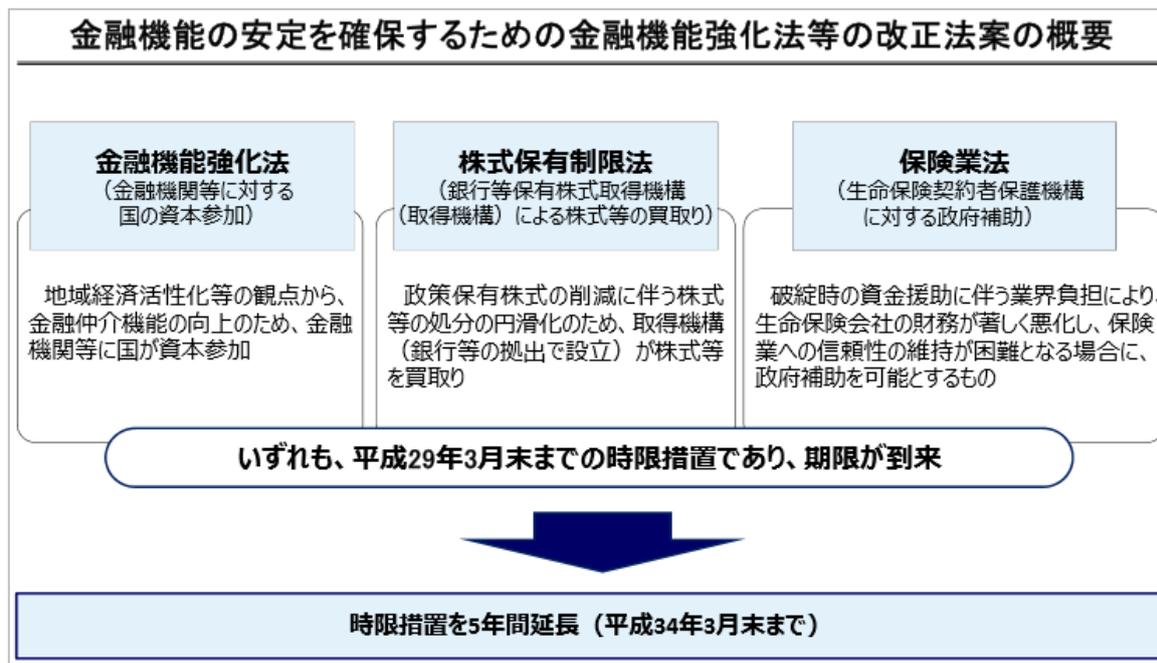
(2) 金融機関との深度ある対話

- 金融機関の取組みの実態把握、「金融仲介機能のベンチマーク」(注)等の客観的な指標を活用し、ガバナンス、業績目標・評価、融資審査態勢等を含め、金融仲介の質の向上に向けて、経営陣と深度ある対話を実施

(注) 金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標(55項目)を本年9月に公表
例: 経営改善が見られた取引先数、金融機関が関与した創業件数、事業の評価に基づく融資先数 等

3) 金融機能強化法・国会提出法案・概要

(平成 28 年 9 月 26 日提出、平成 28 年 11 月 25 日成立)



以上の「金融庁の方針」を私なりに補足説明を箇条書きにしてみました。ご参考になれば幸いです。

- ①地域金融機関の経営は貸出金利と預金金利の利ザヤが縮小し、収益のほとんどを占める資金収益が大きく低下している。ゼロ金利・マイナス金利が続く昨今、この傾向は長期的な傾向だと思います。
- ②しかも、各金融機関とも、預金残高が貸出残高よりも大きく、その差額が国債などの有価証券で埋め合わせていますが、この有価証券の受け取り金利もゼロ金利・マイナス金利となっており、地域金融機関は八方塞(ふさがり)になっていると思います。
- ③しかし、地域金融機関は、取引先に迷惑を掛けてはいけませんので、今まで「日本型金融排除」をしていた中小企業に対して、事業性評価融資で資金支援を積極的に行うことになると思います。
- ④この日本型金融排除を改善するために、各金融機関は「平成 28 年の金融行政方針」に沿って、金融庁が推奨する「金融仲介機能のベンチマーク」を使って打破することになると思います。
- ⑤その後、1 年が経過し、金融庁は「平成 29 年の金融行政方針」にて、収益面等で深刻な金融機関に検査を行い、金融仲介機能のベンチマークの趣旨を踏まえた「見える化」方針書の作成を勧奨することになりました。来年の金融機関の計画策定の 2 月と 3 月が山場だと思います。
- ⑥もしも、個別の金融機関で、地域の中小企業支援で経営が苦しくなった場合、金融庁は「金融機能強化法」の適用を行い、その金融機関に資本投入を実施して、地域の中小企業への支援を続けることを目論んでいます。
- ⑦すなわち、地域金融機関は、事業性評価融資で貸出残高を増やし、地域経済の活性化を本気で実践しなければなりませんし、同時に、金融庁からも強く要請されているのです。

- ⑧一方、中小企業とその支援者である税理士などの専門家は、企業の情報開示については、徹底しなければなりません。金融機関は、収益構造の改善（大リストラ）のため、融資担当者の削減や支店の統廃合を行うこととなりますので、自ら情報開示をしない中小企業への支援は金融機関としては後回しにならざるを得ないと思います。
- ⑨税理士などの専門家の皆様は、顧問先・関与先への情報開示資料の作成支援を本腰を入れて行うことになるとと思います。
- ⑩今後は、金融機関自身から、情報開示資料を積極的に作成する税理士などの専門家に、声掛けがあり、その声掛けに応じられる専門家が皆の信頼を受け、地域の活性化に貢献できるものと思われまます。

.....
 これからの2～5の項目については、通信講座「財務金融アドバイザー」の継続会員の皆様にお送りしている「財金A通信12月号」の抜粋です。ご参考にして下さい。

2、金融機関の大リストラで「貸し渋り・貸し剥がし」はあるか？

1) 金融機関の収益危機とリストラに伴う中小企業借入れの試練

11月の日経新聞では毎日のように、「金融機関の収益が悪化して、金融庁も地域金融機関の早期退場を勧奨するかも」「金融機関は経費軽減のため大リストラを実施する見込み」との報道が続きました。

そこで、私は「大リストラとなると、支店の統廃合があり、融資担当者の数が減って、貸し渋り・貸し剥がしが増加しますので、中小企業は注意してください。」と講演会でお話をしました。

すると、金融機関の動向に詳しい税理士の先生から、次のような質問がありました。「不良債権圧縮に向けた2000年頃の『貸し渋り・貸し剥がし』は納得できますが、銀行の合併や支店の統廃合によって金融機関の体質が強化され、貸し渋り・貸し剥がしが生じるということはピンと来ません。まして、今は、金融機関は『事業性評価融資』を一生懸命に推進しており、多くの金融機関は不良債権比率も低下し、実際に、銀行は融資の

案件の紹介を私たちに依頼してきています。今回は、貸し渋りや貸し剥がしは、起こらないのではないですか？」という質問でした。

そこで、私は、以下のように回答しました。

「確かに、今回は、2000年頃の貸し渋り・貸し剥がしの原因であった不良債権問題ではないと思います。しかし、金融機関にとっては、もっと厄介な『構造問題』から生じてくると思います。金融機関の収益が大きく低下し、人件費や支店経費、内部事務経費の削減を行わなければならないので、そのために組織改革や事務フローの見直しを求められています。このことは、金融庁も勧奨しており、右の11月に公表された『金融行政方針』に関する日経新聞の記事をご覧ください。

この記事で触れた、『金融庁が公表した行

地銀に取引先支援促す フィンテック法制再編

金融庁は10日、今後の重点施策を示す金融行政方針を発表した。収益が悪化する地方銀行への監督を強め、取引先の経営支援に取り組みを促す。再編による専攻と健全な金融サービスを占う両立させるが、競争政策の観点から議論する。金融とIT（情報技術）が融合したフィンテックを推進するため、金融制の再編を検討すると明記した。

同方針は審判長官が就任した2015年から11回公表。今回の柱は「地銀のビジネスモデルの転換」フィンテック」資産形成」だ。

地銀の経営問題は今回も多くのページを割いた。日銀のマイナスイテックや人口減、激しい金利競争など、地銀の収益基盤は縮んでいる。17年3月期決算で

金融庁が公表した行政方針のポイント

地銀に改革を促す

- ・産業など退出に関する現行制度・監督の見直し
- ・持続可能性に課題を抱える地銀に検査ガバナンス機能が発揮するよう促進

フィンテックを推進

- ・銀行や保険など業態に基づく規制を横断的に見直し

個人の資産形成を押し

- ・退職世代の金融サービスのあり方を検討

は106ある地銀の平均の競争を促す方針を示して、貸し出し手数料を下げた。また、おまかせファイナンスやグループで十八銀行、第四滑に実現できない可能性もある」と指摘。「規制の原因はITを促した合理化が内閣大を理由に公正取引委員会の審判が長びく事例もある。地方の金融サービスと維持と、専攻によるユーザーへの悪影響のバランスをどう取るか、機能を維持できない金融機関をどう市場から退出させるか。目録本比率を基準で奨励する早期Aでは市場単位で口座開設正措置の運用を含め、地股手続をできるような方金融版の競争のあり方を検討し始める。

フィンテックでは「業態別から機能別へ横断的な体業への見直しを掲げた。触れた。豊富な資産が手元には銀行なら銀行、貸金人と運用は異なるよう、銀行業者なら貸金業法、電子マネーや仮想通貨と連携し、業者なら資金決済法で安定した資産形成と利用ど、業態ごとに管理する法者優遇に取組む。

技術の進歩で通貨のデジタル化が進めば、銀行以外の業者でもスマートフォンアプリなどを使った決済手段を提供できる。既存の法体系では「変化に対応できず、業態を変えたいたビジネスの障害になる」と指摘。「規制の原因はITを促した合理化が内閣大を理由に公正取引委員会の審判が長びく事例もある。地方の金融サービスと維持と、専攻によるユーザーへの悪影響のバランスをどう取るか、機能を維持できない金融機関をどう市場から退出させるか。目録本比率を基準で奨励する早期Aでは市場単位で口座開設正措置の運用を含め、地股手続をできるような方金融版の競争のあり方を検討し始める。

フィンテックでは「業態別から機能別へ横断的な体業への見直しを掲げた。触れた。豊富な資産が手元には銀行なら銀行、貸金人と運用は異なるよう、銀行業者なら貸金業法、電子マネーや仮想通貨と連携し、業者なら資金決済法で安定した資産形成と利用ど、業態ごとに管理する法者優遇に取組む。

政方針のポイント』の『地銀に改革を促す』や『フィンテックを推進』とは、正に、金融機関の『組織改革や事務フローの見直し』のことであり、金融機関の3大業務である『預金・貸出・決済（為替）』の業務の改革です。預金業務であるATM・CD機のコンビニへの移転、貸出業務である住宅ローン業務の不動産販売会社への委託、決済・為替業務のビットコインなどへのシフトなどが、金融機関改革やフィンテック推進ということです。このメカニズムは専門的になりますが、このような動きこそ、地銀に求められている組織改革や事務フローの見直しの一部ということです。」

2) 自ら情報開示を行わない企業への貸し渋り・貸し剥がし

ここまで話しますと、その税理士・先生から、「私はこの新聞記事を読みますと、むしろ、金融機関は『コンサルティング機能の拡充』に注力し、金融機関は積極的に融資拡大を行うように読めるのですが、・・・？」と質問が出されました。

私は、更に回答を続けました。「今回の『貸し渋り・貸し剥がし』は、金融機関の内部の構造改革、すなわち、『組織改革や事務フローの見直し』ですから分かりにくいかもしれせん。

(省略)

情報開示が出来ない企業に対しては、『コンサルティング機能』のサービスもやはり出来なくなってしまうのです。」

ここで、その税理士・先生から、「とは言っても、金融機関が具体的に情報開示のやり方を教えてくれなければ、一般の中小企業は情報開示など出来ないと思いますよ。」という意見が出されました。

3) 情報開示のやり方と対策

そこで、私は、答えました。「情報開示のやり方やデータまたそのフォーマットは、既に、金融庁・中小企業庁や経済産業省などのホームページに出ていますので、それを活用することを、金融機関も想定しているのです。(省略)」

ローカルベンチマーク

http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

RESAS

<https://resas.go.jp>

経営改善計画サンプルA

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/131213KaizenKeikaku10.pdf>

中小会計要領の適用に関するチェックリスト

<http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/cpta/business/tyushoushien/indicator/youryouchecklist150325.pdf>

4) 取引金融機関が合併された場合の当面の対応

なお、実際に、金融機関同士の合併が生じた場合、その取引先中小企業に対する注意点を申し上げます。合併する金融機関の双方に取引があり、ともに借入枠がある時、合併後にその借入枠が半減してしまうこともあります。条件も不利な条件（高目の借入れ金利など）に収斂することもあります。

これは、財務金融アドバイザー講座のテキスト4の「③銀行の合併に対する心構えについて」において、以下のように記載しています。テキスト添付のDVDでも③で述べていますので、この機会にぜひご覧ください。

「③銀行の合併に対する心構えについて」の抜粋 (省略)

3、TKC 全国会所属税理士向け DVD と財務金融アドバイザー講座のテキスト DVD を使った「金融機関・顧問先中小企業への研修会」の勧め

TKC 全国会所属税理士向け DVD「金融機関との対話を深め『会計で会社を強くする』には」と、財務金融アドバイザー講座のテキスト 4 の DVD「⑥ 税理士、公認会計士の強みと銀行業務への補完について」「⑨ 銀行本部の税理士、公認会計士への要請事項について」を、同時に放映する研修会が高い評価を得ています。

もしも、TKC 全国会所属税理士向け DVD「金融機関との対話を深め『会計で会社を強くする』には」がお手元にあるならば、財務金融アドバイザー講座テキスト 4 の DVD の⑥と⑨とともに、是非、ご覧ください。税理士、公認会計士と金融機関の「理想的な連携の研修」が出来ると思います。皆様で、近隣の金融機関や顧問先企業を集めて放映・研修会を行うことをお勧めします。

11 月 17 日には、TKC 本社内の研修センターにて、TKC 東・東京会の有志の先生方と、これらの DVD を一緒に見ながら、情報交換を行いました。先生方がそれぞれの事務所で研修会を行った場合を想定して、質疑応答を行い、好評を得ることが出来ました。

もしも、実際に、皆様が「金融機関や関与先企業などを集めた DVD 研修」を行うご意向がありましたら、是非ご相談ください。私もご協力したいと考えております。

TKC東・東京会
会員各位

**緊急特別
セミナー**

**金融機関と会計事務所の連携
～テレビドラマから見る金融機関とのつきあい方～**

金融機関に借入れを申し込む時
どう対応されていますか？

金融機関が書く「稟議書」を税理士が
支援できるってご存じですか？

1. ローカルベンチマーク、中小会計要領への対応・普及、早期経営改善計画策定支援……金融機関と係る活動が目白押しです……
2. 金融機関の行員は稟議書を書くのに苦労しています……
3. この稟議書の作成を顧問税理士が支援できます……これによりスムーズに借入れが可能となる場合もあります……税理士が支援できる稟議書の記載って何でしょうか？
4. これにより関与先の拡大につながる……かもしれません！



**当研修は聞くだけの座学の
研修ではなく、ビデオを見なが
ら中村先生と対話していく
研修です！**

DVDの内容

- ①：銀行の借入の変化について
- ②：情報開示について
- ③：銀行の合併に対する心構えについて
- ④：転業と廃業について
- ⑤：メイン銀行がなくなったことについて
- ⑥：税理士、公認会計士の強みと銀行業務への補完について
- ⑦：バンクミーティングの進め方について
- ⑧：貸出承認のメカニズムについて
- ⑨：銀行本部の税理士、公認会計士への
要請事項について

**税理士・公認会計士・認定支援機関向けの
金融機関との連携・交渉
ワンポイント講演DVD
(DVD解説書付)**

DVDの内容

- ①：銀行の借入の変化について
- ②：情報開示について
- ③：銀行の合併に対する心構えについて
- ④：転業と廃業について
- ⑤：メイン銀行がなくなったことについて
- ⑥：税理士、公認会計士の強みと銀行業務への補完について
- ⑦：バンクミーティングの進め方について
- ⑧：貸出承認のメカニズムについて
- ⑨：銀行本部の税理士、公認会計士への
要請事項について



中村 中
DVD解説書付

4、MPS よもやま話

『事業再生の現場から

～継続的な経営支援業務を受任したいならば～

「どうしたら月次で報酬をいただけるような経営支援を受注できるのだろう」

「経営支援（MAS 業務）で月額 10 万円もとれる気がしない」

会計事務所の皆様からよくお聞きする悩みです。こうした課題解決のために巷では、「計画策定ソフト」や「MAS 受注・指導ノウハウを伝授する教育研修」など様々なソリューションが提供されています。実際のとある研修では、MAS 指導の現場を撮影した動画を見ながら学ぶプログラムを行っているそうです。

(省略)

会計事務所さんにおいても、拙速に継続的な経営支援を提案するのではなく、じっくりと、場合によっては時間をかけて、対象企業の課題の掘り起こしや方向性の議論を行うことが何より重要なのではないのでしょうか。そのためには、単なる財務情報による表面的な状況認識から“指導”や“アドバイス”をするのではなく、企業の事業内容や強み・弱みについて自分なりの目線・意見を持って社長と対話することが第一歩だと考えます。我々の行っている事業調査は、その究極的な形の一つです。ノウハウを身につけたいという方は、是非、私たちと一緒に学びましょう！

(株)マネジメントパートナーズ コンサルタント 古坂 真由美

5、関西からの一言

『自社株納税猶予制度』

以下、若手の山本税理士と先輩のベテラン田中税理士のやり取りです。

山本税理士（以下：新人）：最近、目に見えて事業承継や相続のご相談が多いです。

田中税理士（以下：ベテラン）：団塊の世代が代替わりする時期ですから、そういった話題が多いですね。

新人：ご相談の多くは、非上場株式をある程度の評価で承継する必要があるという点ですね。市場で自由に流通しない株式について、相続税負担や買取代金の負担が必要になることを納得してもらうことは難しい場合が多いですね。

ベテラン： 自社株納税猶予制度が少し使い勝手が良くなりましたので、今後の活用に大きな期待がありますね。

(省略)

新人：平成 29 年度の税制改正で相続時精算課税制度に基づいた猶予税額の計算が可能になった点は大きいですね。以前は、納税猶予の打ち切りリスクを考えると税理士の方からご提案をすることは、かなりハードルが高かったです。納税猶予が打ち切りになった場合、相続時精算課税制度なら、相続税課税が生じることになるため、贈与を行うリスクは軽減されますね。

ベテラン：ただ、株式の評価額が贈与時点で固定されてしまうので将来予測を行うことや後継者と十分な検討を行う必要がありますね。

中村中との共著者、公認会計士・税理士 中村文子

以上